

第23回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金)午後3時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第44号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第45号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第46号 現況地目の認定申請の結果報告について

第 7 議 第122号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議 第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 9 議 題124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第10 議 題125号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第11 議 題126号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第12 議 題127号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借権の設定)

第13 議 題128号 農用地利用集積計画に対する決定について

第14 議 題129号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第23回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番阿部つや子委員、議席9番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第44号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

総会資料1ページをご覧ください。報告第44号、令和3年11月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、11月申し出件数6件、田25,195㎡、個人への調整決定件数6件、田25,195㎡、所有権移転合計が6件、田25,195㎡、利用権の設定につきまして、11月再設定件数が12件、田56,834㎡、畑2,000㎡、利用権設定の合計といたしまして12件、田56,834㎡、畑2,000㎡となります。なお詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで読み上げさせていただきます。以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第45号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをご覧ください。報告第45号、非農地証明の結果報告について、申請件数は3件です。

8ページをお開き下さい。願ひ人●●、土地については、大字時田字虚空蔵山2314-51、畑177㎡、計2筆ございまして、4,062㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、昭和60年頃までぶどう園として利用しておりましたが、収量も落ちてきており60年頃から農地としての

利用をしていないということでございます。12月15日に、佐々木委員と勝見委員と事務局で現地確認いたしました、申請内容のとおり確認しております。

つづきまして、9ページをお開き下さい。願ひ人●●、土地については、大字時田字虚空蔵山23-14-10、地目は畑で3,612㎡でございます。こちらも先ほどの件と同様の理由でございまして、同じく12月15日に佐々木委員、勝見委員と事務局で現地を調査いたしました、申請の内容のとおり確認してきました。

続きまして10ページをお開きいただきまして、願ひ人が●●、土地については、大字上小松字平谷地5095-843、畑で115㎡、同じく平谷地の5095-217、地目が畑で346㎡です。こちらについては、非農地となった時期及び事由は、平成6年ごろから5095-843のところについては、●●さんが物置を建築して現在に至っております。もう一筆の5095-217については、時期は不明でございますが耕作を放棄し、平成6年頃には草木が生い茂っていた状態であったということでございます。こちらについても、12月15日に佐々木委員、勝見委員と事務局で現地確認いたしました、申請の内容のとおり確認してきました。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第46号、現況地目の認定申請の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

11ページご覧ください。報告第46号、現況地目の認定申請の結果報告について、申請件数は1件です。

12ページをお開き下さい。申請人は●●、土地については、表示のとおりでございますが、川西町大字西大塚字筒源三3808、ほか三筆でございまして面積が合計で3,088㎡でございます。申請の理由につきましては、登記地目が畑及び原野でございますが、現況田として30年以上前から水田として利用を続けておるということでございます。現地的には3年ほど前までは稲作でしたが、それ以降は転作田としての利用ということございました。地目が畑及び原野であるものの、細目書のほうにも載っておりましたので、こちらの申請を受け付けたところでございます。現地については12月15日に佐々木委員と勝見委員、また事務局で現地確認行いまして、申請の内容のとおり確認しております。なお、今回の決定通知によりまして農家台帳、また固定資産税の現況地目は田んぼに変更となります。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、議第122号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

13ページをご覧ください。議第122号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は13件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字中小松字田仲2502、田6, 270㎡のうち3, 189㎡、平成19年2月26日から5年間、10a借賃●●円、解約後、転用するものです。2番●●、●●、大字西大塚字三百野1977、田4, 383㎡、平成30年2月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後、売買するものです。3番●●、●●、大字大塚字千谷六1946、田634㎡、計田1筆634㎡、畑2筆316㎡、平成20年5月26日から10年間、10a借賃田んぼが●●円、畑が●●円、解約後、貸し直しするものです。4番●●、●●、大字大塚字中野他屋西688、田2, 029㎡、計田2筆4, 015㎡、平成28年1月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。

次のページをご覧ください。5番●●、●●、大字東大塚字北袋一1296、田665㎡、計田2筆3, 699㎡、平成19年5月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。6番●●、●●、大字小松字龍蔵3442、田1, 246㎡、計田2筆2, 705㎡、平成21年11月27日から5年間、10a借賃●●円、解約後、売買するものです。7番●●、●●、大字堀金字田中1697、田270㎡、計田5筆6, 246㎡、平成19年2月26日から5年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。8番●●、●●、大字高山字新屋敷4600-2、田10, 024㎡、平成27年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。9番●●、●●、大字高山字新屋敷4622、田3, 169㎡、令和2年10月26日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。10番●●、●●、大字高山字新屋敷2186、田2, 061㎡、計田2筆6, 285㎡、令和2年3月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。11番●●、●●、大字高山字新屋敷4616、田5, 804㎡、平成29年12月26日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。12番●●、●●、大字尾長島字縁在家5273-2、田14, 690㎡、平成22年12月27日から5年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。13番●●、●●、大字尾長島字日渡し4477、田658㎡、平成30年3月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後、転用するものです。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を受理することに決定いたします。

日程第8、議第123号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

16ページをご覧ください。議第123号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字小松字龍蔵3442、田1, 246㎡、計田2筆2, 705㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字下平柳字坂水屋敷四176-1、畑442㎡、計畑6筆3, 393.61㎡、離農、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦委員

番号1番について私から報告いたします。12月20日に推進委員荒井委員が現地調査いたしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10アール対価●●万円は妥当だと判断します。龍蔵神社のちょうど脇でありまして、非常に林が周りにあって、条件が悪いということで、単価は安くしたということもございます。よろしく願いいたします。

議長 大沼 藤一

次に、番号2番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番について、12月14日小形推進委員が現地調査をしております。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況が、数十年耕作していない土地でございまして、立ち木から色々なものがございまして、現状がかなり荒れているということもございまして、総額●●万円ということは妥当だと判断しますので、よろしく願いいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を、許可することに決定いたします。

日程第9、議第124号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

17ページをご覧ください。議題124号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は16件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字根岸2862、田1,006㎡、計田3筆2,036㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番、●●、●●、大字西大塚字高田前2491、田2,042㎡、計田10筆14,559㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。3番、●●、●●、大字時田字太夫小屋3565、田11,978㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。4番、●●、●●、大字堀金字的場1828、田4,087㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。5番、●●、●●、大字堀金字田中1697、田270㎡、計田5筆6,246㎡、貸し直し、経営規模拡大です。6番、●●、●●、大字堀金字銭神1982、田1,569㎡、計田9筆19,101㎡、畑2筆646㎡、離農、経営規模拡大です。7番、●●、●●、大字高山字沼田4566-1、田3,034㎡、貸し直し、経営規模拡大です。8番、●●、●●、大字高山字沼田4566-2、田1,029㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。9番、●●、●●、大字高山字沼田4566-3、田4,710㎡、計田1筆4,710㎡、畑1筆1,855㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。10番、●●、●●、大字高山字新屋敷2186、田2,061㎡、計田11筆11,758㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。11番、●●、●●、大字高山字畑中3268-1、田759㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。12番、●●、●●、大字高山字新屋敷4616、田5,804、貸し直し、経営規模拡大です。13番、●●、●●、大字高山字新屋敷4622、田3,169㎡、貸し直し、経営規模拡大です。14番、●●、●●、大字高山字新屋敷4600-2、田10,024㎡、貸し直し、経営規模拡大です。15番、●●、●●、大字高山字畑中4639、畑2,422㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。16番、●●、農事組合法人ほうのさわ代表理事山田順一、大字朴沢字戸野内1447、田2,013㎡、計田11筆19,215㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める

不許可要件に該当しておりません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
初めに、番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。12月16日に推進委員の竹田委員と私のほうで現地を調査して参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール借賃●●円は妥当だと判断しております。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

次に番号2番の件について、本職より報告いたします。

番号2番について、12月14日推進委員齊藤委員が現地調査をいたしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール借賃●●円は妥当だと思いますのでよろしく願います。

次に、番号3番から15番までの件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号3番について、12月19日、推進委員の遠藤委員が現地調査をしております。今回の申請は、貸し人の高齢に伴う経営規模縮小、そして経営規模拡大あります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして10アール●●円は妥当というふうに判断しております。続きまして番号4番そして5番について、12月14日齋藤委員が現地調査をしております。今回の申請は、4番が貸し人の高齢に伴う経営規模縮小、そして経営規模拡大、5番が貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っておりまして、また周辺の農地への影響はないということであります。農地の状況からして10アール●●円は妥当というふうに判断します。

続きまして番号6番から15番について、12月14日推進委員竹田委員が現地調査をしております。今回の申請は、6番が離農そして経営規模拡大、7番と12番から14番が貸し直し、そして経営規模拡大であります。8番から11番と15番が経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないということであります。農地の状況からして6番の中里西の田が●●円、その他の田が●●円、畑が●●円であります。7番から8番そして10番から14番は10アール当たり●●円、9番は田が10アール●●円、畑が●●円、そして15番は10アール●●円は妥当というふうに判断しておりますので、よろしく願います。

議長 大沼 藤一

次に16番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号16番についてです。12月11日に須貝委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10アール当たり借賃●●円は妥当だと判断しますので、よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議題125号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

22ページをご覧ください。議題125号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字大舟字隠居田740-2、田389㎡、計田28筆38,580㎡、畑4筆1,515㎡、経営移譲年金受給継続、借り受です。以上今回の申請について、借り人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30アール以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上となります。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号 1 番について、12月11日に推進委員後藤委員と●●が現地調査をしました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、借り受です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議題126号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

24ページをお開きください。議題126号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は4件でございます。お手元に別に配布しております資料No.1、補足資料もご準備いただければと思います。

番号1番申請人、譲渡人が●●、譲受人が●●、土地については大字吉田字実森一2239-1、畑で88㎡、計畑3筆610㎡でございます。使用目的については、資材置場でございます。申請地を譲り受け、譲受人が事業を展開している事業拡張に伴い資材置場を設置するものでございます。別添資料1の補足資料で補足させていただきます。別添資料の3ページの部分が今回の申請地になっております。農地区分については第1種農地と第2種農地の併用ということになります。土地利用計画図については、別添資料の5ページ、6ページにわたっておりますが、そのとおりでございます。事業拡張に伴う資材置場として、また駐車場として利用するための申請でございます。事業費については●●万円でございます。全額自己資金で調達する計画で、残高証明書により確認しております。事業費のうち土地取得費は●●万円となります。汚水排水等の排水同意は不要でございます。雨水は地下浸透でございます。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

続きまして総会資料の24ページにお戻りいただきまして、2番目でございます。譲渡人●●、譲受人●●、●●、土地については、大字下小松字南千松寺2468-2、地目が田で面積が751㎡で

す。使用目的は、一般住宅及び事業用駐車場として使用するというごさい。付記といたしまして、申請地を譲り受け、住宅を新築すること、申請地の一部を申請者の父が経営する会社の駐車場として使用貸借するものごさい。また別添の補足資料に移っていただきまして、2番目の案件を補足説明いたします。別添資料の9ページの部分が今回の申請地ごさいまして、農地区分は第1種農地と判断いたします。土地利用計画図については、11ページのとおりごさいまして、一般住宅の新築と申請者の父が経営する会社で、譲受人の●●もその会社の役員されておりますが、その駐車場として一部使用貸借するための申請です。事業費は両方合わせまして●●万円ごさいまして、全額融資で調達する計画で融資証明書により確認しております。事業費のうち土地取得費は●●万円で、土地造成費用は●●万円となっております。汚水排水等は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。また総会資料にお戻りいただきまして、25ページをお開きください。

続きまして3番目の案件ごさい。譲渡人●●、譲受人有限会社遠藤建機代表取締役、遠藤栄、土地については大字尾長島字日渡し4477、地目は田で658㎡です。使用目的は重機置場及び駐車場ということで、申請地を譲り受けて事業拡張に伴う重機置場、駐車場を増設するものごさい。また別添資料で3番目の案件を補足させていただきます。別添資料の14ページの部分が今回の申請地ということになります。農地区分は第1種農地と判断いたします。土地利用計画図については、16ページのとおりごさいまして、事業拡張に伴う重機置場と駐車場を設置するための申請です。事業費は●●万円ごさいまして、全額自己資金で調達する計画です。残高証明書により確認しております。なお、事業費のうち土地取得費は●●万円となっております。汚水排水等の排水同意は不要ごさいまして、雨水は地下浸透ごさい。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

続きまして総会資料25ページに戻っていただきまして、最後4番目の案件ごさい。譲受人●●、●●、譲受人●●、土地については大字中小松字町裏2174-1、地目が田んぼで12㎡、もう一つ同じく地番が2174-2、地目が田んぼで82㎡の合計94㎡ごさい。使用目的といたしましては、駐車場ということで申請地を譲り受けて自宅の駐車場とするものごさい。また別添の補足資料で4番の案件を補足します。別添資料の19ページの部分が今回の申請地ごさいまして、農地区分は第2種農地と判断いたします。土地利用計画図については、21ページのとおりごさいまして、自宅駐車場を設置するための申請ごさい。事業費は●●万円で、全額自己資金で調達する計画です。残高証明書により確認しております。汚水排水等の排水同意は不要ごさいまして、雨水は地下浸透です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番から4番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、令和3年12月15日、佐々木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉田地内にある畑であり、事業用の資材置場と駐車場を建築するための申請です。転用後の造成については約1メートルの盛土を行い、植生で法面を保護するなど周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題ないと判断します。

続いて番号2番について、同じく12月15日に、佐々木委員と私、そして事務局で現地調査してきました。申請の土地は、下小松地内にある田であり、一般住宅の新築と事業用の駐車場とするための申請です。転用後の造成については約50センチメートルの盛土を行いますが、法面はL型擁壁で保護する計画であり、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

続きまして番号3番について、同じく12月15日に、佐々木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、尾長島地内にある田であり、重機置場及び駐車場を設置するための申請です。転用後の造成については約70センチメートルの盛土を行いますが、法面はL型擁壁で保護する計画であり、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

続きまして4番、12月15日に、佐々木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、中小松地内にある田であり、自宅駐車場を設置するための申請です。転用後の造成については約10センチメートルの盛土をして整地する計画で、法面はありません。周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(高橋委員挙手)

高橋委員。

委員 高橋 孝博

番号2番ですが、ここは長堀の近くですが大雨が降った時、危険な場所だというのは、●●は認識されていますか。

(勝見委員挙手)

議長 大沼 藤一

勝見委員。

委員 勝見 和彦

私も認識しておりましたが、長堀を土地改良区で工事を行って、かなり良くなったと聞いており、本人も分かっていると思います。土砂を取ったようです。

議長 大沼 藤一

よろしいですか。

委員 高橋 孝博

はい。

議長 大沼 藤一

ほかにございませんか。

委員 後藤 満良

盛土50センチメートルとさっき言いましたが、それで大丈夫ですか。

委員 勝見 和彦

道路と差がなく平らになっています。

議長 大沼 藤一

ほかにございませんか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することと決定いたします。

日程第12、議題127号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

総会資料の26ページをお開きください。議題127号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

番号1番、貸し人●●、借り人株式会社ひらせいホームセンター代表取締役清水泰明、土地については、大字中小松字田仲2502-2、地目は田で3、189㎡です。使用目的は店舗ということで、申請地を借り受けホームセンター等の店舗を建設するものでございます。また別添の補足資料で補足させていただきます。資料の24ページお開きいただきまして、ちょうど川西中学校の北側になるわけですが、そちらが今回の申請地になりまして、農地区分は第3種農地と判断いたします。土地利用計画図については、26ページお開きいただきまして、26ページのとおりでございます。ホーム

センター等店舗を建設するための申請です。総事業費は●●円でございます。全額自己資金で調達する計画で、残高証明書により確認しております。なお土地賃貸借に係る賃借料については、今回申請地に対して年●●円という金額で契約されているものです。汚水排水については公共下水道で、雨水は自然流下です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、令和3年12月15日に佐々木委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は中小松地内にある田であり、ホームセンター等の店舗を建設するための申請です。転用後の造成については約1メートルの盛土を行いますが、法面はL型擁壁で保護する計画であり、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程13、議題128号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

総会資料27ページをご覧ください。議題128号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年12月24日提出、川西町農業委員会会長名。28ページをご覧ください。所有権移転各筆明細ということで、番号、所有権を移転する者、場所、所有権の移転を受ける者、10アール対価、備考の順で読み上げさせていただきます。

8504番、●●、計田4筆2,734㎡、●●、10a対価大塚の千谷西が●●円、それ以外の3筆についてが●●円、離農によるものです。8505番、●●、計田2筆8,123㎡、●●、10a対価●●円の離農です。8506番、●●、田3,383㎡、●●、10a対価●●円の離農です。8507番●●、

計田2筆1, 365㎡、●●、10a対価●●円の離農です。8508番●●、田3, 578㎡、●●、10a対価●●円の経営縮小です。8509番●●、計田2筆6, 012㎡、●●、10a対価●●円の経営縮小です。

続いて30ページに移りまして、こちら利用権設定の各筆明細になりますが、番号、利用権の設定をする者、場所、利用権の設定を受ける者、10アール借賃、備考の順で読み上げさせていただきます。

8510番●●、計田4筆8, 673㎡、●●、10a借賃●●円の再設定10年。8511番●●、田3, 130㎡、●●、●●円の再設定5年。8512番●●、田7, 432㎡、●●、●●円の再設定5年。8513番●●、計田4筆2, 349.5㎡、●●、●●円の再設定10年。8514番●●、田877㎡、●●、●●円の再設定10年。8515番●●、計田2筆6, 187㎡、●●、●●円の再設定5年。8516番●●、田303㎡、●●、●●円の再設定5年。8517番●●、計田2筆10, 293㎡、畑2筆2, 000㎡、●●、田が●●円の畑が●●円、再設定10年です。8518番●●、計田8筆6, 061㎡、●●、●●円の再設定10年。8519番●●、田3, 186㎡、●●、●●円の再設定10年。8520番●●、計田2筆3, 949㎡、●●、●●円の再設定10年。8521番●●、田4, 394㎡、●●、●●円の再設定10年です。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第14、議題129号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 高橋 光好

議題129号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地である旨の決定を求める。令和3年12月24日、川西町農業委員会会長名。

8月の農地パトロールで、荒廃農地B判定いただいた筆でございます。33ページのNo.1から41ページのNo.140まで、所有者24名、筆数で140筆でございます。筆数が多いため一筆ごとの読み上げは省略させていただきますが、8月の判定いただいた結果、本日非農地ということで決定をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について非農地と決定いたします。

これもちまして、第23回川西町農業委員会総会を閉会いたします。